

令和7年度 高松市職員募集要項 〈獣医師〉

【受験申込期間】 令和7年10月17日（金）～令和7年11月5日（水）

1 職種、採用予定人員及び受験資格等

職 種	採用予定 人員	受 験 資 格 等
獣医師	1人程度	獣医師の免許を有する人又は令和8年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和51年4月2日以後に生まれた人

- (注) 1 本市で実施中の職員採用試験と重複して申込みをした場合、受験中の試験は辞退したものとみなします。
- 2 受験資格等として記載している資格・免許等は試験の際に証明書類の提出が必要です。（取得する見込みの人を除く。）証明書類の提出がない場合は、受験資格を喪失します。
- 3 日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る。）も受験できます。最終合格決定後に、在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。また、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為を行う業務（公権力の行使）及び公の意思の形成に参画する業務に携わることができません。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。（地方公務員法第16条の欠格条項）
- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 高松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 受験申込みの手続き

受験申込みはインターネットにより行ってください。

※申込みは1回に限ります。

※持参及び郵送での申込みは、受け付けません。

【申込み方法】

- (1) 高松市ホームページから受験申込みをしてください。
「くらしの情報」→「市の取組み」→「職員採用」→「職員採用」→「高松市職員採用情報」→「募集要項」に掲載しているURLから申込みをすることができます。
【高松市ホームページ：<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>】
- (2) 受験申込み後に、メールにてサインアップの通知が届きます。
ログインIDとパスワードを入力して、高松市職員採用システムにログインしてください。
※この段階では、登録完了していませんのでご注意ください。
- (3) 高松市職員採用システムにログイン後、「エントリー」ボタンをクリックし、本登録を行ってください。
※顔写真の登録等が必要になります。
- (4) 受験申込み完了後に、メールにて「本登録完了通知」が届きます。
- (5) 受験申込みを人事課にて受付後、メールにて受験票発行完了の通知をします。（数日かかる場合があります。）
高松市職員採用システムのマイページから確認し、印刷してください。
- (6) 11月10日（月）までに、受験票発行完了の通知が届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。
※成績開示を希望する場合のみ、高松市ホームページの募集要項のページから「職員採用試験成績通知請求書」をダウンロードし、受験申込みの際、添付してください。

3 受験申込期間

令和7年10月17日（金）から令和7年11月5日（水）まで

※11月5日（水）の申込み完了分まで有効です。

4 採用試験の方法、日時及び場所

《個別面接試験》 日時：令和7年11月19日（予定）

場所：高松市役所本庁舎又は高松市防災合同庁舎

《合格発表》 面接日時及び集合場所は申込状況により決定し、高松市職員採用システムにて通知します。
令和7年12月（予定）
高松市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者に高松市職員採用システムにて通知します。

(注) 試験場所及び日時は変更する場合があります。変更する場合は、市ホームページに掲載するとともに、高松市職員採用システムにて通知します。

※試験成績が一定以下の場合は、合格者なしとする場合もあります。

5 採用試験成績の通知について

受験者本人が希望する場合には、試験成績を通知します。

- ・対象者：各試験の不合格者
- ・通知時期と方法：各試験の合格発表日以後、高松市職員採用システムより通知します。

※成績開示を希望する場合は、本募集要項における「2 受験申込みの手続き」を参照して、受験申込時に「職員採用試験成績通知請求書」を添付してください。

6 合格から正式採用まで

最終合格者は採用候補者名簿（有効期限は、令和8年3月31日まで）に登載され、その中から採用者が決定されます。また、地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

（補欠合格者）

最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員などが生じた場合に限り、採用の対象となります。

（採用資格の喪失・採用の取消）

以下の場合、試験に合格しても採用されません。

- ・資格・免許を取得する見込みの人が資格・免許を取得できなかった場合
（令和8年に実施される国家試験に不合格の場合など）
- ・地方公務員法第16条（1の注4参照）のいずれかに該当することとなった場合

7 勤務条件

採用時の勤務条件は、以下のとおりです。

（勤務時間）

原則、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、勤務場所により変則勤務があります。）

（給与）

令和7年10月現在の初任給（初任給調整手当・調整額・地域手当を含む。）は次のとおりです。また、職歴などを有する人は、一定の基準により加算される場合があります。このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当などの手当があります。

	初	任	給
大学6卒			325,020円

（勤務場所）

高松市保健所など

8 その他

- ・遅刻した場合は受験できません。
- ・試験場所に駐車場はありません（近隣の有料駐車場等を利用してください。）。
- ・受験のために要する旅費などの経費は、全て本人の負担とします。
- ・受験のために提出された書類は返却しません。

9 申込み・問い合わせ先

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所（3階） 総務局人事課 採用担当

TEL 087-839-2144

FAX 087-839-2190

MAIL [jinji@city.takamatsu.lg.jp](mailto:jinja@city.takamatsu.lg.jp)